

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 12 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率 100% を維持すること

〈対策〉

- 令和 8 年 4 月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）実施

目標 2：令和 10 年 4 月までに従業員全員の所定外労働時間を、1 人当たり年間 10% 削減する

〈対策〉

- 令和 7 年 12 月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和 8 年 4 月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年 1 回実施
- 令和 8 年 4 月～ 社内報などによる社員への周知
- 令和 9 年 4 月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施